

日本アスレティックトレーニング学会 購読会員会費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アスレティックトレーニング学会（以下本法人）の定款第7条に定める会費のうち、購読会員会費について必要な事項を定める

(購読会員資格)

第2条 購読会員は本法人の目的に賛同し、本法人が発刊する機関紙の購読を希望する団体（図書館など）とし、所定の年会費を納めるものとする。

(年会費)

第3条 本法人の正会員の会費年額は7,000円を納めるものとする。

(細則の変更)

第4条 本細則は理事会の決議を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この細則は2017年3月27日から施行する。
2. この細則は2020年11月9日から施行する。